

令和6年6月21日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
 (2) 閉会中の所管事務等の調査について
 (3) その他

- 2 調査の経過 6月21日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
 所管事務調査については、行政視察について協議した。
 閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
 その他で、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 52 号 魚沼市暴力団排除条例の一部改正について
- (2) 議案第 53 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 54 号 魚沼市折立ふれあいの郷条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

3 日 時 令和 6 年 6 月 21 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、吉田総務政策部副部長、浅井総務人事課長、
斉藤管財課長

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託をされました議案について審査をお願いいたします。

(1) 議案第 52 号 魚沼市暴力団排除条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 1、議案第 52 号 魚沼市暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　市の施設を利用する、あるいは利用した際に、暴力団の利益となると認めたときは利用を許可しないとありますが、この施設を利用したいときに暴力団という判断ができるのかどうかを聞かせてください。

斉藤管財課長　施設利用の際に、申請者が暴力団であるかどうかということを目視で確認することは非常に難しいと考えております。相手方が暴力団であるということを目で見るとか、恫喝するとか、それに近いような行為をした場合は明らかに暴力団と判断いたしますが、そうでなければ難しいものと認識しております。

大桃委員　そうすると、暴力団の利益となると認めたときにはということですが、この利益というところは例えばどういうことを言っているのでしょうか。

斉藤管財課長　具体的に申し上げますと、例えば市の集会施設を利用して、コンサートや格闘技イベントの興行を暴力団が主催して利益を得ること。あと、暴力団による公営への露店の出店、脱法行為の研究会等を開催した際、その資金を集めると考えられます。そうした行為については認められないので利用を中止させるといった内容になります。

大桃委員　そうしますと、ここに許可をしないと書かれていますけど、申請したときにはそれは分からないということですか。

斉藤管財課長　お見込みのとおりです。

大桃委員　そうすると、それが暴力団だったり、あるいはこれを利益として認められたというのは、後々の話になってくるわけですか。

斉藤管財課長　申請の際に分からない場合は、利用した際にそういった判断をして、警察に相談してそれを裏付けて利用を中止するといった内容になります。

大桃委員　受付のところでは分からないけれども、利用している最中に警察の方と判断をするというか、全部を全部そうするならいいんだけど、暴力団かもしれないという判断はつきにくいと思います。使用した後に、これは暴力団だった、こういうことをやったから利益が出ているという判断になろうかと思います。その辺のところはどうでしょうか。

斉藤管財課長　施設を利用しているときには、確かに判断がつかない場合があるかと思いますが。そうした場合は、施設の管理者側から市のほうに通報して、それについて警察と相談しながら次の利用は認めない、もしくは分かった段階で中止をするというような流れになるかと思います。

大桃委員　今言われたような場合には中止をさせるとか、次回から貸出は許可しないということなら意味は分かるんですけども、この第7条のところで、今話した内容で許可しないという文言は、この場では許可しないというのはできないと思います。

桑原総務政策部長　確かに、申請する際にそれが分からないとしても、後でそれが判明した場合には、警察等へ通報した上で対処することはできます。今回あくまでも、目的は市民の安心安全、そこを強調した部分でこれを盛り込んでいるといった趣旨がございますので、その部分はよろしくお願ひしたいと思います。

大桃委員　そういうことだと思います。今後のやり取りの中で許可しないというものは、受付のときに許可できないと感じれば許可しませんということでもいいんだけど、後々でも分からない、あるいは終わってから気付いた場合には、許可しないという文言は、ここに当てはまらないんじゃないかなと思いました。今、部長が言うようにこれでいいという

ことであれば、それで理解はしました。

もう1点、この暴力団排除条例というのは以前からもあるということをお聞きしました。ストレートに暴力団とうたうのはいいのかどうか。幅広く捉えれば非社会的集団とか団体とか、そういうのも付け加えたほうがいいのかどうなのか、その点ではどうでしょうか。

斉藤管財課長 条例の中にも、暴力団、暴力団員といった規定があります。この規定に関しては、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律が基になっております。定義についてはそのようですが、議員がおっしゃっているところは、見た目で判断ができなくて難しいということだと思います。法律の内容については、このとおりでありますので、書き方はこのとおりとさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) 質疑なしと認めます。それではこれで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第52号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第52号 魚沼市暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 53 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第2、議案第53号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 産業医ですけれども、市内の各種事業者さんの産業医ということかと思えますけれども、事業所でも契約がされている中で、市で支援するということになるかと思えます。事業所からの報酬については、値上げというか報酬の見直しはされているのでしょうか。そういう中で、市で追加でやるということなんでしょうか。

桑原総務政策部長 これは、魚沼市役所の産業医ということでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第53号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第53号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 54 号 魚沼市折立ふれあいの郷条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第3、議案第54号 魚沼市折立ふれあいの郷条例の一部改正についてを議

題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 値上げすることに問題はないんですけれども、初めての条例改正で値上げだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

吉田総務政策部副部長 こちらの利用料金の改定は、平成 26 年のときに一度行っております。

大桃委員 今回 1 シーズンで見ると、8,200 円が 12,300 円ということです。このマレットゴルフ場の利用度というのは、毎年の推移が分かったら教えてください。

吉田総務政策部副部長 利用者の人数は、こちらで詳細を把握はしておりませんが、コロナによって売上げを見るとだいぶ下降の傾向が見られていて、コロナが明けた後に令和 4 年、令和 5 年とマレットゴルフ場の売上金額は若干微増という形で推移しております。ただ、コロナ前の利用者までには、復活はしていない状況であります。

大桃委員 利用者ですとか、私も議員も先日みんなで楽しんできて、マレットゴルフ場は素晴らしいと認めているので値上げも仕方ないかなと思っていますが、今言ったように利用者の数が減ってくる中でだとすると、値上げは危険かと感じます。その辺のところはどのように考えているのでしょうか。

吉田総務政策部副部長 今回の使用料の改定は、やはり昨今のエネルギー価格上昇等が指定管理者の経営を圧迫しているということがございます。それらを利用料金を上げることによって、利用料金の設定自体は指定管理者の裁量に含まれるわけですが、引上げができる幅の上限を上げておくことで、これからの指定管理者の経営を改善する、その辺の余地を引き上げるという考えがございます。今回、利用料金を改定いたしますが、実際どれぐらいの金額に設定するかというのは、これから指定管理者の中での協議になるかと思っています。ただ、これをやることによって、少しでも売上げが改善され全体的な指定管理者の経営改善につながるということが目的でありますので、今回の利用料金の改定は、やはり引上げが必要だと考えております。

佐藤委員 利用料金ですが、例えば 1 人 1 シーズンの場合は、50%以上程度の値上げということになって、上げ幅が大きいと感じています。1 人の利用料金についてもかなり上げ幅が大きいと思います。市の公共施設等使用料・手数料算出の資料がありましたけれども、これを基に計算しているのでしょうか。

吉田総務政策部副部長 今回、基本方針に基づきまして、指定管理者から決算資料をいただいた上で、それぞれ年度ごとの売上げ、そこにかかる経費、それを計算表に落とし込んだ上で使用料の引上げ率というのを算定しております。その結果、この基本方針の中では激減緩和というようなことから、利用料金の引上げについては 1.5 を上限とするというような形でできております。その方針に基づいて算定した上で、1 シーズンのところは 1.5 倍になりますけれども、1 人 1 回のところにつきましては約 1.4 倍ぐらいというような形で方針にのっとって計算した結果がこのような改定率になっております。

佐藤委員 この上限の中で、管理者でお客様の状況等を勘案しながら、実際の利用料を決めていくかと思いますが、利用者から見るとやっぱり 50%の値上げまで可能ということになると結果的に高くなってしまいう懸念があります。利用者に対しまして、説明です

とか理解はどんなふうに求めていくのでしょうか。

吉田総務政策部副部長　今回この改正の議決をいただきましたら、来年4月1日が施行日です。それまでの間、今回の利用料金の改定がどれくらいになるのかというところは、指定管理団体とどうするかという方針も確認しながら、指定管理団体での周知、あと市でも全体的な使用料改定は今後広報で行う予定であります。そういった様々な広報手段を用いた中で周知を図っていきたいと考えております。

佐藤委員　利用料の値上げということではなく、市からも何か支援をして値上げを抑えるということではできないのでしょうか。

吉田総務政策部副部長　指定管理者が指定管理を受けている施設でありますので、あくまでも利用料金の設定については指定管理者の裁量と考えております。

富永委員　今回、1シーズンが1人12,300円が上限で設定ができるということですが、例えばシーズンじゃなくて5日間だけとか10日間だけ利用するというようなチケットを作って、その金額を半分ぐらいにするとかそういうのは可能なんですか。

吉田総務政策部副部長　実際、条例上の料金はこちらになっておりますが、指定管理者のほうで今後サービスを提供する上で、そういう料金設定をしたいということであれば、市と協議した上で決定という形になろうかと思えます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) 質疑なしと認めます。それでは質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第54号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって議案第54号 魚沼市折立ふれあいの郷条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 所管事務調査について

・行政視察について

遠藤委員長　日程第4、所管事務調査について、行政視察についてを議題といたします。行政視察については、日程と視察先が決まりましたので、内容については資料のとおりとなります。議会事務局長より説明をさせます。

坂大議会事務局長　(資料「令和6年度総務委員会行政視察」により説明)

遠藤委員長　視察3のところは総務政策部長より、御紹介をいただいたものでありますので、ぜひ勉強してきたいと思っております。

今の説明に対して質疑等はありませんか。(なし) なければ、この日程で決定してよろしいでしょうか。(異議なし) それではそのように決定をいたしました。

各視察先へ聞いてみたいこと等を、7月5日の金曜日までに事務局へ質問事項として提出をお願いしたいと思います。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長　日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思えます。これに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

（6）その他

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

遠藤委員長　日程第6、その他を議題といたします。市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。5月9日に開催をされました令和6年度第1回市民の声を聞く会（議会報告会）の意見交換の中で出されました意見、要望事項等を広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりです。この取扱いについて、総務委員会の中で協議するよう依頼を受けましたので、事務局長より説明をさせます。

坂大議会事務局長　（資料「令和6年5月9日市民の声を聞く会意見交換会まとめ」により説明）

遠藤委員長　執行部に直接関わる部分もあろうかと思えます。取扱いについては、御助言をいただけたらと思えますのでよろしく願いいたします。

本日、皆様に配付をいたしました資料の総務委員会の部分について、今後閉会中の所管事務や視察、勉強会等でどのように取り組むか、あるいは、話が大きすぎてとても委員会の手に負えないので、執行部と協議して直接担当してもらおうとか、いろいろな意見があるかと思えますが、順次進めていきたいと思えます。

これから忌憚のない意見交換も含めますので、しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（10：25）

再　　開（10：58）

遠藤委員長　休憩を解いて、会議を再開いたします。

取扱いについては、2ページ目、6番の高陽会館に公衆電話の設置については、解決済みということですので、Cの回答済みとさせていただきます。8番の公共施設の使用料の統一については、審議中というこもありすし、委員会が結論を出すというよりは、議会全体で可決をする部分でありますので、Cの回答済みとさせていただきます。10番の地域の活性化については、貴重な意見ということですので、市の制度等を利用いただきながら活性化に取り組んでいただきたいと思います。Bの意見として聞き置くものとして判断をさせていただきます。また、執行部でもそういった補助金があるという旨の周知もしていけたらと思えます。12番の避難所については、今後、施設改修等のプランがあるということですので、委員会としては、施設改修あるいは市民の安心安全ということで、避難所のことも含めまして、今後いろいろな場面で報告いただいたり、調査をさせていただきたいということでAの所管委員会で検討すべきものとさせていただきます。

14番の移住者の受入れについては、当市の課題でもありますし、貴重な意見でもあります。また、このことについては空き家対策や利活用も含めて委員会の調査案件ということでAとして、今後も引き続き調査をさせていただきます。15番の原発については、これも人の命に関わる部分ということで、大変皆さんが不安に思っている部分でもあります。今回、市民の声につきましては、貴重な意見として、Bとさせていただきます。最後に、25番のインターチェンジの名称変更については、名称が変更したからいきなり物事が変わるというより、皆さんが自分のことのように考えながら、魚沼市をどのように良くしていくかということも含めて、Aの取扱いとさせていただきます。以上、総務委員会の案件につきましては、全てランクづけをさせていただきました。そのような取扱いで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。本件については以上といたします。

ほかに執行部から報告事項等がありますでしょうか。（なし）特にないようであります。

委員の皆さんから執行部に対して意見や質問事項等はございますか。

森島委員 昨日の夕方6時頃ですか、NHKで魚沼市の子育て日本一という放送を見た方はいますか。どういった内容だったか教えていただければと思います。

遠藤委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：59）

再 開（11：03）

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございますか。（なし）ないようでありますので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会（11：03）